

平成30年6月25日

## 第113回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第113回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成30年6月14日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第8号  
会議年月日 平成30年6月25日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、  
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹  
次長兼農業振興係長 菊池 今英  
副主幹兼農地係長 千葉 芳治

本日の案件 第113回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3第1項に係る専決処分  
報告第2号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について  
報告第3号 非農地証明願について  
報告第4号 農地専門委員会の付議した事項について  
議案第14号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について  
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
議案第18号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について  
議案第19号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
協議第1号 平成30年度「農地の日」の活動について  
協議第2号 平成30年度農地パトロール（利用状況調査）について

開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日はお忙しい中お集まりをいただきありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を12番、鈴木重徳委員にお願いします。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略〕</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b> 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第113回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b> 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。報告書をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>5月27日、平成30年度農事組合法人遠野かみごう農産総会に参加してございます。</p> <p>5月30日、平成30年度全国農業委員会会長大会及び本県選出国會議員への要請活動を行ってございます。本件選出の国會議員さんは7名、この内4名が本人出席をいただいてあとの3名が代理出席ということで、要請活動を行ってきてございます。</p> <p>6月8日、第12回遠野市集落営農組合連絡協議会総会に参加してございます。</p> <p>6月12日～22日、会長として出席したのは12日の本会議、18、19日の一般質問、22日の最終日の本会議ということになります。</p> <p>6月14日、第11回遠野地方Y・Y・Y発信フォーラムに参加してございます。これには女性農業委員さん、推進委員さんも参加していただいております。</p> <p>13番、16番、17番ですが、ここに「会長」と記載してございますが「委員及び推進委員」ということになります。「会長」を消していただければと思っております。</p> <p>裏のページですが、24日、第43回東北馬力大会馬の里遠野大会に出席してございます。大変な人数で盛り上がった大会でございました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 事務局長	<p><b>【事務事業経過報告】</b> 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p> <p>それでは報告書をご覧になっていただきたいと思っております。</p> <p>6月1日、市農林課と相談して行う地域推進班会議（小友地区、遠野地区）が開催されました。委員さんと推進委員さんが出席されておりますし、事務局と市の農林課も出席しております。</p> <p>6月1日、エゴマ種まきを土淵町で行いました。委員さん、推進委員さん、事務局も参加しております。全部で18人だったと思っております。</p> <p>6月4日、同じく地域推進班会議（青笹地区）が開催されております。</p> <p>6月5日、地域推進班会議（宮守地区、松崎地区）が開催されております。</p> <p>6月7日、地域推進班会議（上郷地区）が開催されております。</p> <p>6月11日、農地法等の申請締切日でありました。</p> <p>6月13日、地域推進班会議（達曾部地区）が開催されております。</p> <p>6月14日、地域推進班会議（鱒沢地区）が開催されております。</p> <p>6月15日、新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市で開催されております。農業委員さんと推進委員さんが出席されております。</p> <p>6月18日、農地転用等現地確認調査を実施いたしました。</p> <p>6月19日、第3回農地専門委員会が開催されております。</p> <p>6月20日、農地転用等現地確認調査、達曾部地区ですけれども、実施しております。</p> <p>裏面にいきまして、6月22日、第4回運営委員会が開催されております。</p> <p>6月25日、本日ですけれども、第113回遠野市農業委員会総会、その後第1回遠</p>

	<p>野市農業者年金加入推進委員会、さらにその後第2回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催する予定です。</p> <p>6月26日以降の主な行事予定についてです。</p> <p>6月26日、エゴマの定植になります。耕起、畝立ては既に終わっておりまして、定植を行う予定にしております。時間が午後1時からで場所は土淵町のほ場で行いますが、田中ナオ子委員のご自宅近くにいらっしゃっていただければよろしいかと思えます。</p> <p>6月28日～29日、平成30年度第1回岩手県都市農業委員会会長会総会が宮古市で開催されます。</p> <p>29日、平成30年度一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会が盛岡市で掲載されます。会長が出席される予定です。</p> <p>29日、平成30年度遠野市認定農業者協議会総会が開催されます。こちらについては職務代理者が出席する予定です。</p> <p>7月1日、平成30年度達曾部地区敬老会。</p> <p>7月10日、農地法等申請締切日。</p> <p>7月13日、花巻農業協同組合広域合併10周年記念式典並びに祝賀会が花巻温泉で開催される予定です。</p> <p>7月17日、農地転用等現地確認調査。18日はその予備日しております。</p> <p>7月18日、農業委員会組織農地利用最適化推進活動におけるブロック別検討会が奥州地区合同庁舎で開催される予定です。</p> <p>7月25日、農地パトロール出発式を行う予定です。その後、農業委員会総会。</p> <p>7月27日、●●市農業委員会視察研修で遠野市にいらっしゃいます。</p> <p>7月30日～8月9日、平成30年度農地パトロール（利用状況調査）を行う予定にしております。</p> <p>7月31日、熊谷市議会視察研修で遠野市にいらっしゃいます。</p> <p>そして、7月上旬に第1回家族経営協定推進会議、中旬に第1回農政専門委員会開催の予定にしております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】</p> <p>次に報告第1号、農地法第3条の3第1項に係る専決処分について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>それでは総会資料の1ページをご覧ください。農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告についてであります。これにつきましては、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>番号1番、土地の所在地ですが●●町●地割●-●、田が638㎡ですが、他、田4筆、畑2筆併せて7筆で6,503㎡が対象でありまして、備考欄の方が死亡されたことにより取得者が相続により所有権移転するものであります。届出日が平成30年6月8日、専決処分した日が平成30年6月12日であります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてであります。こちらにつきましては、農地現状変更届出書を受理したので同要</p>

	<p>綱第6条の規定により報告するものであります。</p> <p>番号1番、●●町●●●-●-●、地目が田、面積2,316㎡です。こちらは田に盛土をするもので、平成30年6月10日から平成31年5月31日までというものであります。受理した日は平成30年6月1日です。委託施工業者はこの業者になっております。客土した後は牧草を蒔いて利用する予定にしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告いたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第3号、非農地証明願について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第3号、非農地証明願についてであります。平成30年4月27日付けで願出のあった非農地証明については、利用状況調査した結果採草放牧地が山林化したものであるが採草放牧地は農地ではないことから、非農地証明の対象外であることにより証明しないことを報告するものであります。</p> <p>番号1番から6番まで6筆あります。土地の所在地が●●町●-●-●から●●町●-●-●まで6筆です。地目に関しましては農地基本台帳、登記簿どちらも牧場であります。願出者は●●町●-●-●の組合であります。その代表者が願出者であります。所有者につきましても同じ組合です。そして非農地証明願が出されたことによりまして運営委員会を開催し、5月9日に利用状況調査農地パトロールを実施いたしました。農地専門委員、地元の農業委員さん、最適化推進委員さん、事務局でこの場所を見ました。6筆で1,329,023㎡、約133haになります。5月21日に補足調査も実施いたしましたが、その結果現況は山林と判断されるものです。ただし、この場所につきましては採草放牧地ということで過去に自己転用で申告している件もございますし、場所は牧場とはいえ肥培管理しておりませんので採草放牧地ということでありまして、農地ではないことから非農地証明の対象外で証明しないということになるものであります。ちょっと説明がくどくなりましたが、以上で説明を終わります。</p>
事 務 局 長	<p>この非農地証明願については平成8年に既に放牧中止になっているということで、広大な面積を所有する組合ですので土地の有効利用も含めて、今後は風力発電等を計画していると伺っておりました。全体がほとんど山林化しているものでありまして、農地ではないので証明することはできないということで報告するものであります。ただし、組合からは非農地証明願が出されているものですから、証明しないということで理由を付して通知する予定にしておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきましたことに対して、質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に報告第4号、農地専門委員会に付議した事項について報告します。</p> <p>「平成30年度農地の日の活動について」及び「平成30年度農地パトロールについて」、平成30年6月19日に開催した平成30年度第3回農地専門委員会での協議結果について、遠野市農業委員会会議規則第33条第2項の規定に基づき、農地専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>「平成30年度農地の日の活動について」にかかる協議の結果は、農業委員会の事務局が市役所本庁舎となったことから、昨年度までの開催方法を見直し、7月25日に農地パトロールの出発式を本庁舎会議室で実施すること、及び啓発パレードに替えて「のぼりの掲示」を実施すること、並びに、昨年度に引き続き、2回目の「農地等</p>

		<p>相談会」を今年度は農業者年金加入説明会と併せて開催すること、以上2点の活動に取り組みたいというものでした。</p> <p>また、「平成30年度農地パトロールについて」は、管内すべての農地を対象に、今年度は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して、「地域推進班」で事前調査して選定した農地について、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を共同で行う市農林課をはじめ、農協、農業共済組合、土地改良区、普及サブセンターに協力を依頼して、7月30日から8月9日にかけて実施したい、というものでした。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。</p>
議	長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に13番、鬼原壽一委員、14番、田中ナオ子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいただきます。</p>
副主幹		<p>4ページでございます。第113回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。</p> <p>法第3条、今月計3件、12,985㎡。</p> <p>利用集積、今月計2件、2,719㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、401㎡。</p> <p>5ページでございます。</p> <p>法第5条、今月計6件、11,079㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、1,047㎡。</p> <p>法第18条第6項、なし。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>続きまして日程第2、議案第14号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいただきます。</p>
副主幹		<p>6ページでございます。議案第14号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、でございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号1番、譲渡人は県外に居住しており、今までも譲受人に耕作していただいていたものであり、譲受人は近接地に農地を所有しており相手方の要請により規模拡大し譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2番、譲渡人の法人は現在休業中のため所有農地を譲り渡すもので、譲受人は規模拡大し譲り受けるものです。売買価格は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号3番、親子間による父から子への生前贈与でございます。</p> <p>以上3件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p>

	す。最初に●●地区担当委員お願いします。
9 番 委 員	9 番、綱木です。20 日に農業委員 1 名、推進委員 2 名、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は■ ■ ■ の真下です。ちょうど線路の真下です。前から譲受人が作付していたものを受けるといふことで何ら問題なしと判断しました。以上です。
議 長	ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員お願いします。
1 番 委 員	1 番、菊池です。18 日に推進委員、農業委員、事務局立ち会って現地を確認しました。場所は●●から●●の方に向かって、山林があるのですが、その山林の手前で昔沼があった辺りになりますがその場所といふことで、売買といふことで現地確認して問題ないと判断しました。ご審議お願いいたします。
議 長	ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員お願いします。
6 番 委 員	すいません、これ生前贈与で現地確認必要ないと。
議 長	失礼いたしました。現地確認は必要ないとのことでしたので申し訳ございません。以上で現地確認調査の説明が終了しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。2 番について質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。2 番を除く 2 件について質疑ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第 14 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。
	(休憩)

議	長	<p>【日程第3】        続きまして日程第3、議案第15号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>7ページでございます。議案第15号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。遠野市長より遠野市農用地利用集積計画の提出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき議決を求めるものでございます。本議案に係る申請は2件でございます。        番号1番、2番、更新でございます。申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。        以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。        [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。        [「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】        続いて日程第4、議案第16号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副主幹		<p>8ページでございます。議案第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。        番号1番、農家住宅の建築を目的とする農家住宅用地として転用しようとするものです。申請地は10ha以上の一団の農地であり第1種農地と判断しました。申請者は父母、妹、祖父が居住する居宅が老築化したことにより新たに住宅を建築しようとするものであり、現居宅の近接地にあることから当申請地を適地としたものでございます。居宅は近接する宅地と併せて建築する計画でございますが、新たに建築する居宅から市道までの接続通路も必要になるものでございます。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する集落接続に該当するため、例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては融資及び自己資金により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書及び残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。        以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>はい、それでは私の方から現地確認調査の結果を報告させていただきます。        20日、推進委員2名、私、それから事務局職員2名で現地を確認してございます。内容については先ほどお話されたとおりでございます。何ら問題ないものと現地確認調査してございます。        それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。        [「なし」と呼ぶ者あり]</p>



議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 16 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 5】          続いて日程第 5、議案第 17 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
副	主 幹	<p>9 ページでございます。議案第 17 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、でございます。農地法施行令第 15 条第 1 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p> <p>番号 1 番、2 番は関連事業でございます。番号 1 番は資材置場の整備、番号 2 番は現場事務所等の整備を目的として、その他施設用地、その他建物用地として転用しようとするものです。申請地は、番号 1 番は農業振興地域内の農用区域内、番号 2 番は第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は太陽光発電設備事業、ソーラーパーク建設工事のため資材置場、現場事務所等を整備しようとするものであり、建設事業地に近く必要な面積を確保できることから当申請地を適地としたもので、3 年以内の一時転用は例外的に許可できるものであり、事業完了後は速やかに原状回復するものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 3 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない第 2 種農地と判断しました。申請者は現在祖父母、両親、妻、子供 3 人の計 9 人で同居しておりますが、自宅が手狭になり新たに住宅を建築しようとするもので、現住居の近接地のため生活の利便性が良いことなどから当申請地を適地としたものでございます。第 2 種農地は第 3 種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合許可できるものでございますが、第 1 種農地の例外的に許可できる農地法施行規則に規定する集落接続に該当するものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 4 番、一般住宅の建築を目的とする一般個人住宅用地として転用しようとするものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。申請者は現在妻と子供 3 人の計 5 人で借家暮らしをしておりますが、環境が良好で便利な場所で子育てをしたいと考え新たに住宅を建築しようとするもので、市道に接し交通の便が良いこと、小学校に近いことなどから当申請地を適地としたものであり、第 3 種農地は原則許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号 5 番、共同住宅、グループホームの建築を目的とするその他建物用地として転用しようとするものです。申請地は 10ha 以上の一団の農地であり第 1 種農地と判断しました。申請者は、平成 27 年度より精神障害者が病院を退院した後の社会復帰を円滑にするための障害者福祉サービスとして共同生活援助グループホーム事業を行っていますが、既存施設が入所者 6 名分であり自立支援を受ける希望者が待機している状態であるため施設を増築する必要があり、隣接地に新たに整備しようとするものです。第 1 種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則に規定する土地収用法該当事業に該当するため例外的に許可できるものでございます。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。なお、本案件は、平成 30 年 3 月 27 日付けで遠野市長か</p>

	<p>ら遠野農業振興整備計画変更案の意見聴取があり、平成30年4月20日に農地専門委員会にて農地確認等の事前検討を行い、平成30年5月2日付けで遠野市長から遠野農業振興整備計画変更の決定があり、今回申請書が提出されたものでございます。</p> <p>10ページでございます。</p> <p>番号6番、太陽光発電設備設置を目的とするその他施設用地として転用しようとするものです。申請地は農用地、第1種農地、第3種農地に該当しない第2種農地と判断しました。申請者は、国が勧める再生可能エネルギー活用推進と、休耕地の有効利用に寄与するものとして、太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請地は休耕地となっており、太陽光発電設備の選定は民家等がなく事業の影響がないこと、太陽光発電の日射量が確保できる場所であることから当申請地を適地としたものであります。なお、東北電力からの系統連系可能通知及び経済産業大臣からの再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合等で代替地がない場合許可できるものでございます。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資証明書を確保しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上6件、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものでございます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員お願いします。</p>
18 番 委 員	<p>はい、当該1番2番について、18日、事務局2名と地元の農業委員、推進委員で現地調査を行いました。広い土地を貸すことになるのですがけれども、当該1番については草地、自宅の比較的近くにある草地です。2番についてはこれも現在梅林になっていますね。特に埋め押しするとかっていうことはしていないようではございますけれども梅林です。周辺に及ぼす影響といっても周辺も貸出用の土地になりますので、他に影響を与えることもなかろうと見てまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当委員お願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1番、菊池です。</p> <p>3番については、祖父から孫に対しての譲受の形になります。祖母が住んでいた母屋の脇ということで、全体を畑にしてハウスを張ってもらったということですが、このハウスを半分位削って住宅に充てる形になります。特に問題なくできるのではないかなと思います。</p> <p>4番については、■■■■■から■■■■■の方に向かって■■■■■の小さい十字路の角の空地、畑の場所になります。そこの部分的な転用ということで特に問題はないと思います。</p>
議 長	<p>続きまして、●●地区担当委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>6番の佐々木です。6月18日、推進班5名と事務局で確認してまいりました。場所は■■■■■の4、500m手前になります。そちらの畑は以前貸出人であります方が自家野菜を作る畑として利用していましたが、貸出人が記載されている住所に転居しまして、現在は一部施設等になっていましたが今度は畑に増築する計画の様です。全て事務局の説明のとおりとなっておりますが、隣接する農地所有者等にも譲渡人の方から説明に出向き同意も得られている様子です。周辺の通作路等にも全く問題ないと判断してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。続きまして、●●地区担当委員お願いします。</p>
3 番 委 員	<p>3番、多田です。現地確認ですが、6月18日に事務局2名、推進委員2名と私で行ってまいりました。転用内容は先ほどの事務局説明のとおりでございます。場所ですけ</p>

		れども、●●●になりますが、■■■■■■超えて■■■方面に向かいますと下の方に町中がありますけれども、その町中の所有者の宅地の裏側の低い所になります。低い場所になってございます。その所から南側となりますと■■■■■■のほ場が見える所になっていますけれども、周囲からは低い場所ということで今までも休耕している場所でございます。周りにも農地がほぼない状況でございます、現地確認の結果は周囲にも影響がなく転用は「可」、妥当だということで見えております。
議	長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 17 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<b>【日程第 6】</b> 続いて日程第 6、議案第 18 号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		11 ページでございます。議案第 18 号、農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について、でございます。農地用施行令第 7 条第 1 項の規定により提出された下記の農地転用事業計画変更申請について、意見の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、東北横断自動車道釜石秋田線遠野住田間高規格道路整備の工事の進捗に遅れが生じていることにより、土砂仮置き場の期間の延長が必要になったものでございます。当初計画の土砂仮置き場は完了しており、引き続き盛土工事工程に合わせ土砂を随時搬出するため、事業計画期間を平成 30 年 10 月 15 日までに延長しようとするものでございます。 以上、ご審議よろしく申し上げます。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。  [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 18 号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。  [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<b>【日程第 7】</b> 続いて日程第 7、議案第 19 号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
副主幹		12 ページでございます。議案第 19 号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、でございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。 番号 1 番、亡夫が建設業の代表だった時に、昭和 51 年に会社の倉庫、平成 7 年に休

	<p>憩所、資材倉庫を建築し現在にいたってしまったものです。今回固定資産税課税通知書を確認したところ農地であったことが判明したとのことであり、当時亡夫が農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものでございます。</p> <p>以上、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。</p> <p>●●地区担当委員をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>1 番、菊池です。18 日に現地確認してきました。宅地として使用されていると確認してきました。ご審議お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>以上で現地確認調査結果の説明が終了しました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>
4 番 委 員	<p>4 番、古屋敷です。場所はどこですか。</p>
1 番 委 員	<p>●●町の■■■■分かりますか。■■■■の方から入って昔の■■■■、■■■■があつてその近くに■■■■の工場があつて、その工場の裏になります。</p>
4 番 委 員	<p>はい、分かりました。</p>
議 長	<p>それ以外に質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 19 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よつて、議案第 19 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【協議事項】</b></p> <p>次に協議第 1 号、「平成 30 年度『農地の日』の活動について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長	<p>協議第 1 号、平成 30 年度「農地の日」の活動について、ご説明いたします。資料は A 4 版の 2 枚で協議 1 というものをご覧願いたしたいと思います。</p> <p>1、趣旨でございます。平成 25 年 3 月に岩手県農業会議では農地法が制定された 7 月 15 日を「農地の日」と定め、この日を中心に県下の農業委員会が「1 委員会 1 企画」で創意工夫を凝らした活動を実施することとしたもので、本年度で 6 回目の活動となるものでございます。</p> <p>2に過去の活動実績を載せてございます。ご覧のとおりとなっております。昨年度は農地パトロール出発式を合庁内で行い、のぼり端を掲げたトラック 9 台を連ねて松崎方面へ啓発パレードを実施してございます。また、新たな取り組みとして、11 月に各地区センターを会場とした農地等相談会を実施いたしました。</p> <p>資料 2 ページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>3 番として、昨年度の県内市町村の各農業委員会で実施されたものをまとめたものでございます。参考までにご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>次の 3 ページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>4 番といたしまして、平成 30 年度の実施計画案を記載してございます。活動は 2 つ計画してございます。1 つ目は、農地パトロール出発式及び啓発用のぼり掲示でございます。目的は、農地パトロールの目的である遊休農地の発生防止と耕作放棄地の解消並</p>

		<p>びに農業委員活動を広く周知することをございます。出発式は7月25日午前9時30分から、市役所本庁舎3階大会議室で予定してございます。昨年度は合庁前で行いましたが、事務局が本庁舎に移動したことから、今年度は会議室での開催としてございます。また、農業委員及び推進委員で行うことから、推進委員さんの農作業等考慮いたしまして、総会前の時間の実施を計画したものでございます。内容は例年どおり耕作放棄地解消宣言で、今年度は農業委員会です新たに揃えたポロシャツを着用していただきましてご参加をお願いしたいと思います。また、啓発パレードの実施に替えまして各地区にのぼり旗を配布しますので、各地区の推進班での農地の事前調査や7月末から8月に予定してございます農地パトロールの際に携帯し活動のPRをお願いしたいと思います。2つ目は、昨年度に引き続き2回目となります農地等相談会ございます。今年度は農業者年金加入説明会と併せて実施を計画してございます。推進班で取り組んでいただく今後営農の継続が懸念される農家への意向調査と連動いたしまして、相談会を開催してまいりたいと思います。来年1月から3月までにマスタープランの見直しは予定されていますが、出し手として継続の心配をされる農家の方が参加するように、この相談会をきっかけに活動を進めていただければと思っております。</p> <p>以上ございます。協議よろしくお願ひします。</p>
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
議	長	これは出発式後に総会です。
事務局次長		出発式を9時半、総会を10時に予定してございます。
議	長	質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号「平成30年度『農地の日』の活動について」は提案のとおりとすることといたします。</p> <p>次に協議第2号、「平成30年度農地パトロール（利用状況調査）について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長		<p>協議第2号、平成30年度農地パトロール（利用状況調査）について、ございます。資料は協議2と書いてございますA4版のものをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>1の趣旨につきましては、今年度は農業委員と推進委員の必須業務となった農地利用の最適化を新体制で連携して行う最初の農地パトロールとなつてございます。昨年度の農地の確認と合わせまして各推進班で現在地域内の農地を確認していただひますが、その上で厳選された箇所のパトロールを行うということございます。</p> <p>2番に実施時期の日程案を示してございます。地区ごとに、7月30日は遠野及び綾織地区。8月1日は松崎及び宮守地区。8月2日は土淵及び鱒沢地区。8月3日は附馬牛地区。8月6日は青笹及び達曾部地区。8月7日は上郷地区。8月8日は小友地区を予定してございます。また、表に載せてございますように予備日を設けてございますので、日程表の変更が必要な場合は7月13日までに事務局にご連絡をお願いしたいと思います。各地区推進班で農地の確認ということ取り組んでもらつてございますが、7月10日頃までに各地区の農地の確認は終えられまして、7月13日までに今年度農地パトロールで歩く場所のリストを事務局までご提出お願いしたいと思います。それを取りまとめまして今年度の農地パトロールを行いたいと思ひます。</p> <p>次のページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>3、(1)実施要領は資料の後ろから2枚目に添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。(2)農地パトロール推進会議の開催ございます。今年度の農業委員の皆様への説明は、本協議を推進会議と替えさせていただきます。また、市の農林課や県、農協、共済組合、土地改良区へは昨年同様に調査協力を依頼して、従事者説明会を開催いたします。(3)番の活動の見える化・広報活動は、先ほど協議し</p>

		<p>ていただきました出発式を開催、遠野テレビ等取材をお願いして周知してまいりたいと思います。</p> <p>4、調査の実施、5、調査の内容につきましては昨年度と同様でございます。</p> <p>6、調査結果の整理につきまして、こちらは再考査がございまして、今回から非農地判断は総会にかける必要がなくなっております。変更に伴いまして、調査結果について地域推進班会議及び検討会で対策を検討することが必要となっております。その上で、遠野市農業再生協議会耕作放棄地再生部会で情報共有することが重要となっております。こういった手続きを経まして農地判断、非農地判断ということになります。</p> <p>7、スケジュール表で対応説明いたします。8月頃、農地パトロールで利用状況調査の実施。9月は調査結果を各推進班で検討していただきまして、10月に第3回農地利用最適化推進検討会で農地パトロールの結果を、対策等を検討してまいりたいと思います。そして11月までには利用意向調査書の発出、12月までに非農地判断。このように進めてまいりたいと思っております。</p> <p>8、課税の強化と軽減については昨年と変更点はございません。</p> <p>それから、資料の最終ページに手続きフローを参考に載せてございますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>以上、農地パトロールの日程と新たに示された9月から12月までの変更、非農地判断のスケジュール、今年度の活動となっております。ご協議よろしくお願いたします。</p>
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
議	長	この日程（案）、7月30日から8月9日まで、何時からですか。
事務局次長		9時から予定してございます。
議	長	質疑ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第2号、「平成30年度農地パトロール（利用状況調査）について」は提案のとおりとすることといたします。
議	長	10分間休憩します。
		（休憩）
議	長	<p>【その他】</p> <p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>協議が終了しましたので、その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	それでは、事務局から。
事務局次長		<p>それでは、その他でございしますが、本日の資料等についてご説明いたします。1つ目は6月分の活動記録報告書でございまして、封筒の中に用紙を入れてございます。7月10日、火曜日までにご提出お願いいたします。2つ目はチラシのように印刷している用紙になりますけれども、今年度のエゴマ栽培の作業日程で、この間も現地に行って看板等ご紹介してきたものでございまして、6月1日の種まきからございまして26日、明日の午後から作業を予定してございます。皆様のご協力をお願いいたします。明日はアスト通信の収録もございまして、7月17日に放送ということで予定してございます。</p>

<p>11 番委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>放送に併せて農地パトロールのPRも考えてございます。この後の作業もよろしくお願ひします。活動には緑のポロシャツで参加お願ひしたいと思ひます。それから農業視察団への参加募集ということで岩手県農業会議の方からご案内ありましたので、内容お目通しいただいて、参加希望の方は8月17日の農業会議締切りとなっておりますので、その前の8月10日頃までに事務局まで参加申込書のご提出お願ひしたいと思ひます。それから印刷物でございます。業務報告書でございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>先程の、報告第3号の時に申し上げれば良かったのですが、荒廃農地調査の実施についてのA4版ありますが、荒廃農地調査っていうのは市の方で言う調査でして、農業委員会的には農地利用状況調査ですね。この中で調査対象と調査対象外があつて、調査対象外の右端に採草放牧地と示されております。よつて、利用状況調査の調査対象外の所なので非農地証明の対象にはならない所でした。ただ、今回実施したのは、そうは言つても非農地証明願が出たところだったので、農業委員会としてはそれを調査したということでございます。あと裏面、参考までに、次長から説明がありましたけれども、農地パトロールがあります。利用状況調査っていうのは農業委員会の方、荒廃農地発生解消状況調査っていうのは市の方なのですけれども、これは一緒にやるということになっていましてその解釈が若干違ふのですが、A分類、B分類というのは荒廃農地発生解消状況に関する調査というとらえ方になっておりました。これは参考までに。以上です。</p> <p>その他に関して質疑等ございますか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>【閉会】</p> <p>それでは、以上をもちまして、第113回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でございました。</p> <p>午後2時45分閉会</p> <p>署 名</p> <p>遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成30年6月25日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 13番 _____</p> <p>同 14番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 14番 _____</p>
-------------------------------------	--